

[様式 26]

令和 6 年 6 月 8 日

三 重 県 知 事 殿

163

事務所の所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添 2505 番地 2

電 話 0593-95-1000

法 人 名 称 医療法人 大木会

理 事 長 笠井 啓次

決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 大木会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添 2505 番地 2

(3) 設立認可年月日 平成 18 年 3 月 3 日

(4) 設立登記年月日 平成 18 年 3 月 20 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病 床数
診療所	大木歯科医院	0305264	三重県鈴鹿市南長太町字鎗添 2505 番地 2	
診療所	大木歯科医院 四日市	0205712	三重県四日市市諏訪栄町 5 番 5 号	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 5 月 27 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 3 月 31 日 令和 6 年度予算の承認

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

〔決算様式2〕

法人名 医療法人大木会

※医療法人整理番号

1498

所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添2505番地2

(※ 上記は記載する必要なし)

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,638,128 千円
2. 負 債 額	137,721 千円
3. 純 資 産 額	1,500,407 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,323,111
B 固 定 資 産	315,017
C 資 産 合 計 (A + B)	1,638,128
D 負 債 合 計	137,721
E 純 資 産 (C - D)	1,500,407

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

[決算様式3-4]

法人名 医療法人大本会

※医療法人整理番号 0498

所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添2505番地2

(※ 上記は記載する必要なし)

貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,323,111	I 流 動 負 債	115,221
II 固 定 資 産	315,017	II 固 定 負 債	22,500
1 有 形 固 定 資 産	308,051	負 債 合 計	137,721
2 無 形 固 定 資 産	4,045	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	2,921	科 目	金 額
		I 出 資 金	20,100
		II 積 立 金	1,480,307
		純 資 産 合 計	1,500,407
資 産 合 計	1,638,128	負債・純資産合計	1,638,128

[決算様式4-2]

法人名 医療法人大木会

※医療法人整理番号 0498

所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添2505番地2

(※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,230,866
2 事業費用	972,470
本来業務事業利益	258,396
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	258,396
II 事業外収益	10,172
III 事業外費用	76
経常利益	268,492
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	268,492
法人税等	77,520
当期純利益	190,972

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 大木会
理事長 笠井啓次 殿

私は、医療法人大木会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 6 年 5 月 27 日

医療法人 大木会
監事 武智 道博

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 医療法人 大木会
所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鯨添2505番地2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	KgC'ジ'ねが' -1(株)	三重県亀山市		不動産の賃貸	不動産の貸主	駐車場(看 板)・避難カ-の 賃料支払	44,553	未払費用	1,044

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)